



大鹿村のマスコットキャラクター 大鹿景清と大鹿鹿丸! 平成26年度もがんばります!!

2014
4

広報

おおしか

No. 227

◇平成26年4月発行/大鹿村役場 ◇印刷/龍共印刷株式会社



the most beautiful
villages
in japan

平成26年度

村の予算

平成26年度一般会計予算及び特別会計予算を平成26年3月定例村議会に上程し、可決されました。

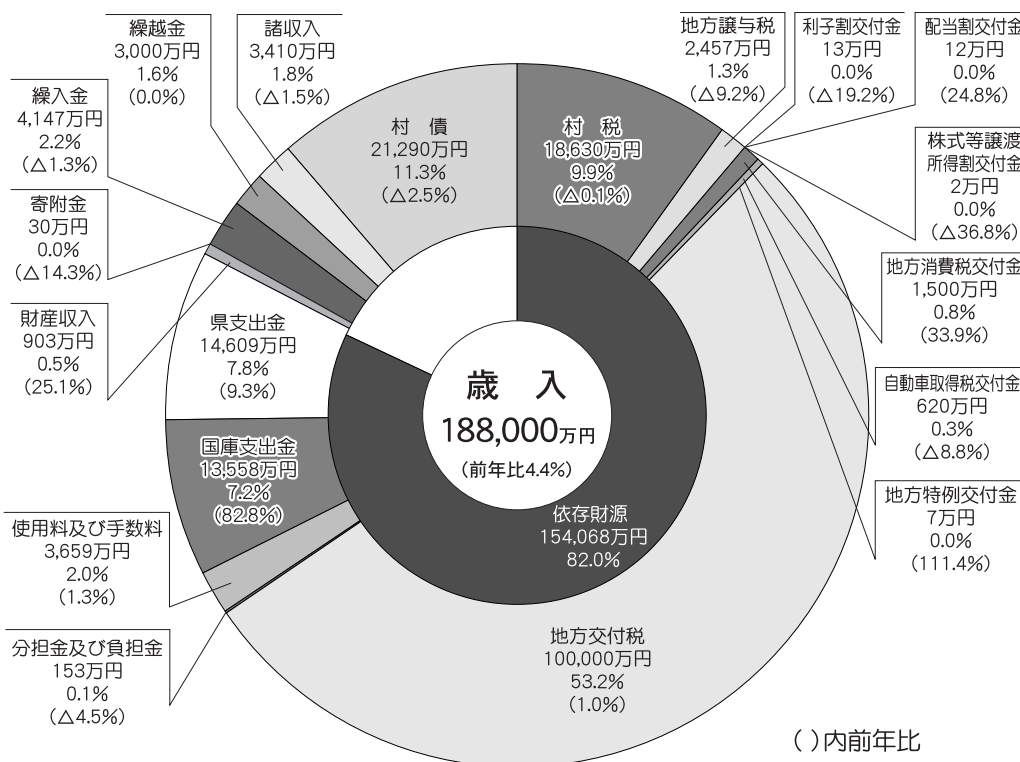
一般会計では歳入歳出とも18億8千万円となり、前年度当初予算に比べ金額では8,000万円、率では4.4%の増額となりました。

歳入

に充てられます。

このほか、基金の取り崩しは前年度とほぼ同額の四、一四七万円。道路改良などに充てる村債（借金の借入は五五〇万円減っています）。

歳入では、村民税のうち固定資産税で、長野県企業局（大鹿発電）施設の減価償却等に伴い五〇二万円の減額を見込んでいます。地方消費税交付金は税率の変更により三八〇万円の増額。普通交付税については前年度の交付額や地方財政計画から、前年度当初予算額よりも一、〇〇〇万円増額の十億円を見込みました。また国庫支出金が六、一四〇万円、県支出金が一、二四四万円それぞれ増額となり、ケーブルテレビ施設の防災対策や、共通番号制度導入に伴うシステム改修、村道・林道の舗装事業、観光地トイレの改修事業などに充てられます。



一般会計の歳入内訳表

歳入	予算額 (単位：万円)	主 内 容
村 税	18,630	○ 村民税 ○ 法人税 ○ 固定資産税 ○ 軽自動車税 ○ 村たばこ税 ○ 入湯税
譲与税・交付金	4,611	○ 国・県税の一部を一定の基準により譲与・交付されるもの
地方交付税	100,000	○ 県及び市町村が標準的な一定水準の行政事務を遂行するために必要な経費のうち、村税・譲与税・交付金等の収入見込み額で賄えない財源不足額について国税を一定割合の額で公平に補填するもの
分担金及び負担金	153	○ CATV加入負担金 ○ 老人施設入所者負担金
使用料及び手数料	3,659	○ CATV施設使用料 ○ 保育所使用料 ○ 家畜診療所等使用料 ○ 夏秋いちご栽培施設使用料 ○ 村営住宅等使用料 ○ 博物館等使用料 ○ 燃やすごみ処理等手数料
国庫支出金	13,558	○ CATV施設改良事業補助 ○ 共通番号制度システム整備補助 ○ 障害者自立支援給付費 ○ 児童手当 ○ 合併浄化槽設置事業補助 ○ 公営住宅整備事業補助 ○ 道路整備事業補助 ○ 健康増進事業補助
県支出金	14,609	○ 障害者自立支援給付費 ○ 授産施設事業費 ○ 児童手当県負担金 ○ 電源立地地域対策交付金 ○ 地籍調査事業補助 ○ 福祉医療費 ○ 合併浄化槽設置事業補助
財産収入	903	○ 村有土地建物賃付収入 ○ 基金利子 ○ 間伐材等売却収入
寄 附 金	30	○ ふるさと大鹿応援寄付金
繰 入 金	4,147	○ ふるさとづくり基金繰入金 ○ 公共施設等整備基金繰入金
繰 越 金	3,000	○ 前年度繰越金
諸 収 入	3,410	○ 水源林造成受託事業 ○ 授産所製品加工収入 ○ 砂利採取協力金 ○ 介護給付費収入
村 債	21,290	○ 過疎対策事業債 ○ 臨時財政対策債
計	188,000	

歳出

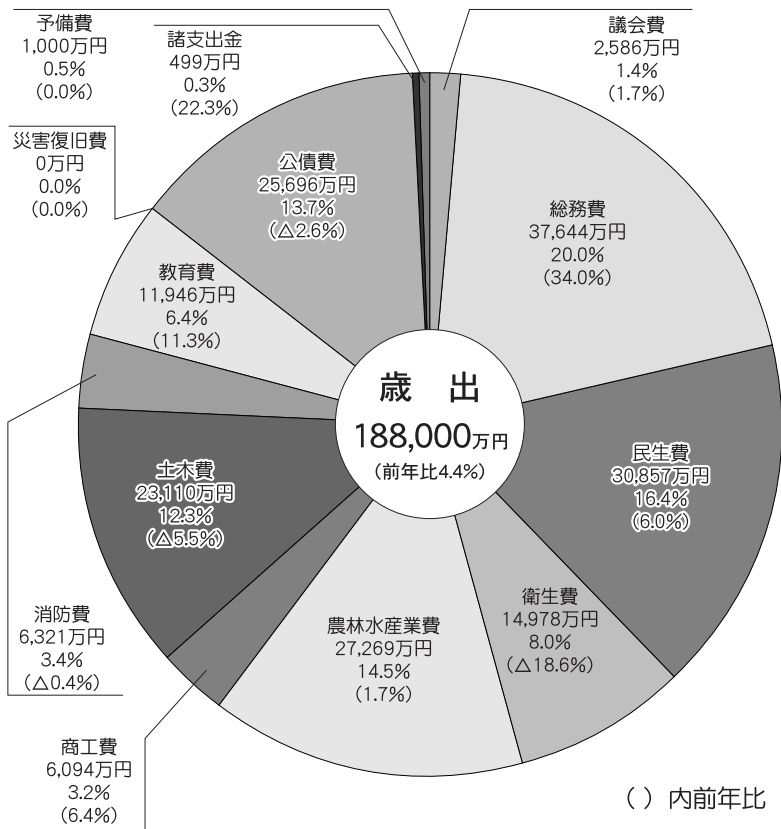
歳出の内、総務費では火葬場事業の負担金三、六二〇万円、共通番号制度導入によるシステム改修費一、七八〇万円、ケーブルテレビ施設の防災対策三、二〇〇万円が主な新規事業です。また、地域おこし協力隊の増員、集落支援員制度の活用により、地域の活性化を図ります。

民生費では、消費税増税に伴う臨時福祉給付金が八〇〇万円、介護・福祉施設検討のための設計費が五〇〇万円増加しています。

衛生費は、前年度で実施した公衆トイレの整備事業や、水道特別会計への繰出し金が大きく減少したため減少しています。

土木費は村道改良事業が減ったために減額していますが、昨年に引き続き大鹿カラマツの家一棟を建設します。教育費ではスクールバスの更新費用七四二万円、中学校プール改修費七三三万円などが増額しています。また、今年度から小中学生の給食費の半額を補助し、保護者の負担軽減を図ります。

ソフト面では、住宅新築改築費用の補助、空家対策事業、プチ移住ツアアの支援などにより、引き続き定住対策を図るとともに、美しい村づくり交付金により「日本で最も美しい村」づくりを推進します。



各会計予算概要

(単位: 万円)

会 計	平成26年度当初予算額	平成25年度当初予算額	増減額	増減率(%)
一 般 会 計	188,000	180,000	8,000	4.4
国民健康保険特別会計	15,819	16,465	△ 646	△ 3.9
診療所特別会計	10,852	10,974	△ 122	△ 1.1
村営水道特別会計	7,436	10,001	△ 2,565	△ 25.7
介護保険特別会計	20,129	18,678	1,451	7.8
後期高齢者医療特別会計	2,154	1,963	191	9.7
合 計	244,390	238,081	6,309	2.7

一般会計の費目別主要事業

歳 出	予 算 額 (単位: 万円)	主 な 事 業 名
議 会 費	2,586	○村議会運営経費
総 務 費	37,644	○廃止代替バス運行補助金 ○北部事務組合負担金 ○「日本で最も美しい村」推進事業 ○CATV管理経費 ○参議院議員選挙経費 ○地籍調査事業
民 生 費	30,857	○老人福祉事業 ○在宅介護支援センター運営事業 ○定住対策経費 ○村外通勤費補助 ○授産所運営経費 ○児童手当 ○保育所運営経費
衛 生 費	14,978	○患者輸送車運行事業 ○予防・健康増進事業 ○環境等パトロール事業 ○合併浄化槽等設置補助事業 ○し尿・ごみ処理事業
農 林 水 産 業 費	27,269	○農業委員会運営経費 ○家畜診療所運営事業 ○有害鳥獣駆除対策経費 ○中山間地直接支払事業 ○林業技術者育成事業 ○造林事業 ○林道事業
商 工 費	6,094	○観光情報の受発信 ○商工会・観光協会補助 ○観光施設維持修繕
土 木 費	23,110	○村道改良・維持工事 ○橋梁維持修繕経費 ○村営・公営住宅管理運営 ○太陽光発電設備設置補助
消 防 費	6,321	○常備・非常備消防業務 ○山岳遭難救助業務
教 育 費	11,946	○小中学校教育 ○歌舞伎伝承事業 ○文化施設管理運営 ○公民館活動事業
災 害 復 旧 費	0	
公 債 費	25,696	○長期債償還元金・利子
諸 支 出 金	499	○基金積立利子
予 備 費	1,000	
計	188,000	

平成26年度大鹿村 日本で最も美しい村づくり推進計画

①日本風景街道と沿道景観整備

自治会活動支援交付金による美しい村づくりの推進、清掃活動の充実、クリーンパトロールの実施、花木の植栽、花を飾る工夫、道路穴埋め、自治会との連携強化

②美しい景観を育てる

美しい村づくり事業屋根塗り替え事業補助金の推進、景観モデル地区、「美しい村案内人」講座、景観を損ねないものの推進、景観に配慮した公共工事、小中学校との協力

③大鹿ブランドの構築とPR活動の推進

大鹿ブランドの構築、大鹿の“味”の確立、美しい大鹿村の再発見

④美しい村と伝統文化等の保存・継承

大鹿歌舞伎の後継者づくり、歴史を生かした取組み、集客施設の整備

⑤役場推進体制の確立

広報誌・CATVによる広報、朝清掃の継続

⑥自治会、各団体実施事業の補助制度

- ・大鹿ふるさとの道ふれあい事業(アダプトシステム)
村道、林道、農道の清掃植栽活動等への補助(苗、種、肥料、資材の補助)
問合せ 総務課企画財政係

三月二十日(木)大鹿村役場に於いて開催された全体会議におかれまして、平成二十六年年度の推進計画が確定しましたので皆様にお伝え致します。

日本で最も美しい村づくり推進本部
全体会議開催



沢夢人(沢戸自治会)



小学校、小渋橋に花を飾る会



建設業協会

失ったら二度と取り戻せない大鹿村の風景や自然・文化を守り伝えるため
みなさまのご協力をお願いいたします。

景観に配慮した屋根の色に塗り替えませんか

～村の補助制度をご活用ください～

○大鹿村美しい村づくり事業補助金 屋根塗り替え事業

▼概要

大鹿村の美しい景観を守るため、屋根の塗り替えにあたり、村の指定色へ塗り替えを行う場合に、費用の一部を村が補助します。

▼対象物件

人の居住の用に供する家屋及び付属屋、集会所、事務所、店舗等が対象となります。

▼補助対象の事業及び補助率は、次のとおりです。

平成26年度より村外者についても補助を受けられるようになりました。

また、1平方メートル当たり補助単価上限が2,500円となりました。

種 類	補助内容	対 象 者	補 助 基 準	
			補 助 率	限 度 額
屋根塗り替え事業 (その1)	赤、青等美しい村にふさわしくない色から村の指定色へ塗り替え	大鹿村に住所を有する者及び大鹿村に住所を有する事業所	8 / 10	20万円
		上記以外	5 / 10	12.5万円
屋根塗り替え事業 (その2)	茶、黒、灰系等ふさわしい色から村の指定色へ塗り替え	大鹿村に住所を有する者及び大鹿村に住所を有する事業所	5 / 10	12.5万円
		上記以外	3 / 10	7.5万円

★自分で塗り替えを実施する場合の補助について

塗料代（さび止め塗料及び希釈シンナー含む）のみ対象となります。

▽指定色とは、景観審議会で決められた色で、黒を基本とした色となります。

▽ふさわしくない色とは、一般的に、周辺景観に調和しない色をいいます。

▽ふさわしい色とは、一般的に、周辺景観に調和する色をいいます。

★尚、100㎡を超える屋根の塗り替えについては、大鹿村美しい村づくり条例の届出が必要です。

また、塗り替え30日前までに届出書の提出が必要です。



○大鹿村美しい村づくり条例の届出について

▼条例に基づき届出が必要な行為及び規模（住民の方の対象となるもの）

区 分		規 模 等
建築物	建築物（住宅等）の新築、増築、改築又は移転	高さ10mまたは、建築面積が50㎡を超えるもの
	建築物の外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩（屋根や外壁の塗り替え）	修繕等にかかる面積の合計が、100㎡を超えるもの

補助金の申請を希望される方は、総務課企画財政係（☎39-2001）まで連絡をお願いします。
現地を確認させていただきます。

空き家の維持管理・取壊し等でお困りのみなさまへ 空き家対策事業補助金をご活用ください

大鹿村では定住促進による地域の活性化と美しい集落環境を維持するため、空き家所有者等、若しくは定住者が行う事業に要する経費に対し補助金を交付します。平成25年度は、空き家活用事業3件、空き家改修事業1件、老朽空き家対策事業5件の補助金の活用をいただきました。

* 空き家活用事業及び空き家改修事業は、大鹿村ホームページ（空き家情報）に登録された物件であることが補助金交付の条件となります。

事業名	補助対象事業	補助対象者	補助基準	
			補助率	限度額
空き家活用事業	空き家（注①）を賃貸又は売却して定住促進に寄与するため、家財道具等の搬出や清掃等を行う費用。 (1) 家財道具等の運搬及び処分 (2) 屋内及び屋外の清掃	所有者等（注②）	8／10	10万円
空き家改修事業	定住するために、新たに賃借又は購入した空き家の改修で、対象となる工事費が20万円以上とする。 (1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修 (2) 内装、屋根、外壁等の改修	定住者（注③）であって、所有者等の3親等以内の親族でない者	5／10	50万円
老朽空き家対策事業	美しい集落環境の維持と防災、獣害防止等に寄与するため、老朽化して危険な空き家の撤去及び清掃等を行う費用。 (1) 解体及び撤去、処分（注④） (2) その土地の整地及び清掃等	所有者等	8／10	50万円

注① 空き家……………大鹿村空き家情報に登録し、5年以上賃貸住宅として使用又は売却が可能な物件

注② 所有者等……………空き家及びその土地に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者

注③ 定住者……………20歳以上で大鹿村に5年以上定住する意思のある者（大鹿村に住民登録が必要です）

注④ 解体及び撤去、処分
……………解体時に発生した廃材は、専門業者により適切に処理して下さい。個人で処理した場合は補助対象とならない場合があります。



住宅の新築・リフォーム等をお考えの方へ

○大鹿村住宅新改築等補助金（40歳以下の方限定）

■補助対象者 次のいずれにも該当する方

(1)大鹿村に既に定住している方、又は I・U・J ターン者で、大鹿村を生活の本拠地として住所を有し、かつ、永住の意思がある方

(2)申請時の年齢が満40歳以下の方（夫婦の場合はどちらか一方で可）

注）この補助金は1世帯1回を対象としています。国・県・村等から交付される他の補助金等（長期優良住宅、信州型エコ住宅、県産材住宅等の補助金及び道路用地等のため収用を原因とする補償金）を受けて事業を実施する場合は、他の補助金等を控除した額を補助基準額とします。

種 類	補 助 要 件	補 助 基 準	
		補助率	補助金限度額
若 者 住 宅 新築等補助金	台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅を新築又は中古住宅を取得し、申請者への建物登記が完了したとき。 (1)延べ床面積50㎡以上280㎡未満の住宅の新築 (2)中古住宅の取得 (3)併用住宅の新築又は取得の場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供していることとし、延べ床面積に占める居住部分の割合を乗じた額が補助対象	1/3	100万円 （村内業者が施工の場合150万円）
若者住宅改築 補 助 金	自己の居住の用に供し、村内に存する住宅の改築で、対象となる工事費用が20万円以上とする。 (1)経年劣化した住宅の改修工事 (2)高気密、高断熱、高効率などの改修工事 (3)その他村が認める工事	1/2	50万円 （村内業者が施工の場合60万円）
若者住宅用地 取得補助金	自己の居住の用に供する住宅を新築するための住宅用地の取得又は中古住宅取得に付随した住宅用地を取得し、申請者への所有権移転登記が完了したとき。 (1)住宅用地取得後、1年以内に住宅の建築に着手すること (2)住宅用地は原則として150㎡以上 (3)中古住宅用地の場合は、中古住宅取得前後1年以内に当該用地を取得した場合に限ります。	1/3	60万円

大鹿村住宅リフォーム促進事業補助金

平成25年度は、若者住宅新築1件、若者住宅改築1件、住宅リフォーム12件の補助金の活用をいただきました。

■概要

居住する住宅等を村内の施工業者を利用して住宅増改築及びリフォーム（住宅の修繕、補修工事）を行う場合に、費用の一部を村が補助します。

■補助対象者

次のいずれにも該当する方

- (1)大鹿村に住民登録をし、居住し、かつ対象住宅を所有していること。
- (2)補助対象者及び同一世帯で生計を一にする全員が村税等、村への納付金を滞納していないこと。

注)過去にこの補助金及び他の住宅整備等に係る補助金の交付を受けた方、並びにその方と同居する方は補助対象者となりません。

■対象となる住宅等

当該年度の固定資産税が納付されており、自己の居住の用に供し、かつ村内に存する住宅及びその住宅に関係する施設

■補助金の額

対象となる工事費用が20万円以上でその費用の2分の1以内（補助金の上限は20万円。補助金の支払は工事完了後となります。）

■対象となる工事等

- (1)経年劣化した住宅の改修工事で、躯体の改修、クロスや畳、障子、襖やタイルなどの建具及び内装工事、屋根や外壁などの外装工事、間取りの変更
- (2)高気密、高断熱、高効率などの改修工事で、断熱材や断熱サッシなどの施工工事
- (3)高齢者や障害者等の生活の支障を取り除く改修工事で、バリアフリー改修工事
- (4)その他村が認める工事

注)村又は公的機関が行う他の住宅改修等に係る補助制度及び火災、自然災害等による保険給付金の対象となる工事との重複はできません。

■施工業者

村内に主たる事務所若しくは本店を有する法人又は個人事業主及び村内に支店若しくは営業所を有する法人で、村内の個人事業主に主たる工事を施工させること。



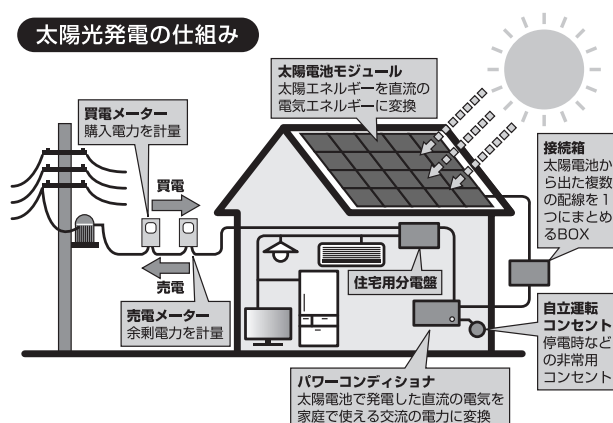
いずれの補助金も、申請・完了の際には補助金交付要綱に定める書類の提出が必要です。
詳細は 役場住民税務課 管理係 ☎39-2001 代までお問い合わせください。

太陽光発電システムの補助金のお知らせ

村では、地球温暖化対策の一環として、環境に優しいクリーンエネルギーの利用のため、住宅用太陽光発電システムを設置した場合次の補助制度がご利用できます。

5万円/kw（上限25万円）

太陽光発電の仕組み



【お問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39-2001 まで

合併処理浄化槽 設置のお願い

大鹿村は、下水道の普及率は44.6%（H24年度末）と県下で一番低い位置となっています。このため、「合併処理浄化槽設置補助制度」と「住宅関係の補助制度」を活用して事業を行うことができますので、この制度を活用していただき一刻も早い設置をお願いします。

活用できる補助制度 (宅内のみ)

○若者住宅改築補助金	補助金限度額 50万円(60万円)
○住宅リフォーム促進事業補助金	補助金限度額 20万円
○空き家改修事業	補助金限度額 50万円

※住宅関係補助制度の重複申請はできません。(一つのみ)

※補助金の詳細については、今月号の広報誌でご確認ください。

合併浄化槽設置等補助金

人槽区分	限度額	付帯施設	設置後の維持費
5 人 槽	529,000円	付帯施設の事業費 80%以内 限度額 150,000円 設置場所に住所を 有し、かつ、生活の 本拠とする者	浄化槽の法定検査を 受けた場合 年額20,000円 設置初年度 月額1,660円
6 ～ 7 人 槽	744,000円		
8 ～ 10 人 槽	824,000円		
11 ～ 30 人 槽	1,854,000円		
31 ～ 50 人 槽	2,058,000円		
51 人 槽 以 上	2,349,000円		

ごみの減量化のため家庭用の生ごみ処理機の購入費を助成します

【補 助 額】

○購入価格の1/2以内（補助金の上限3万円）

【補助を受けられる方】

- 大鹿村内に住んでいる方（事業者は対象になりません）
- 助成金交付後も、村内で継続的に生ごみ処理機を使用できる方
- 購入後、適切に使用し、たい肥を有効活用できる方

【補助の条件】

- 新品であること（過去に販売または使用されていないもの）
- 1世帯1基のみ（5年経過後は、再助成も可）

注）電気製品以外のコンポスターは対象にはなりません。



南信地域町村交通災害共済加入金の補助について

毎年村民の皆さんへ加入の呼びかけをしておりまして、南信地域町村交通災害共済につきましては、中学生までの子供を対象とした掛け金の補助を、平成26年度から全村民の皆さんを対象としました。

●補助対象者は、平成26年4月1日現在大鹿村に住民登録をしている方で、村がひとりあたり、年間350円の加入金を共済組合に支払います。(個人で納付する必要がなくなります。)

●共済期間は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までとなります。

●事故などでケガをされたとき

国内の道路上で発生した自動車などの事故で死亡・けが・後遺障害になられたときに見舞金をお支払いいたします。

対物事故や対人事故の補償はありません。



●お支払する見舞金について

●死 亡 **120万円** (自転車自損事故は60万円)

※自転車の自損事故は、死亡のみ支払い対象となります。

●け が 事故の日から1年間にかかった

入院 (2日以上) 1日目から日額

2,000円

通院 (3日以上) 1日目から日額

500円

・・・に基礎見舞金 2万円を加えた額 (20万円が限度)

●後遺障害 身体障害 1・2級及び医師が植物症と判断した場合

40万円

身体障害 3級

30万円

※自殺や故意による事故・飲酒運転などの重過失による事故・作業中の事故・自然災害による事故・道路外の事故などは対象になりません。

※万が一事故に遭われたら警察に「人身事故」として届け、その後、役場で手続きをご相談ください。

警察への届け出がない場合や「物件事故」での届け出の場合は、見舞金が減額されますのでご注意ください。

※詳しくは、全戸配布の「交通災害共済」のチラシをご覧ください。

【お問い合わせ及び連絡先】 役場 総務課 行政係 ☎39-2001まで

「ごみ」の名称変更のお知らせ

南信州広域連合では、各市町村の「ごみ」の名称の統一化を検討しています。

大鹿村でも「廃プラ」と「その他紙」の名称を次のとおり変更することになりましたのでご承知ください。

尚、ごみ袋に印刷してある名称は、在庫が残っているため、しばらくは「廃プラ」と「その他紙」となっていますが、そのまま利用してください。

変更前		変 更 後
廃プラスチック 略称【廃プラ】	➡	プラスチック製容器包装 (廃プラスチック) 略称【プラ容器 (廃プラ)】
その他紙	➡	紙製容器包装 (その他紙)

【お問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39-2001まで

8月請求分より水道料金を変更します

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ引き上げられるため、それに伴い水道料金を引き上げさせていただきます。また、水道料金の表示を内税表記から外税表記へ変更いたします。皆様のご理解とご協力をお願いします。

※税抜き料金の変更は無く、消費税分のみの引き上げとなります。

【基本料金・メーター使用料】単位：円

口径	現 行(内税)						改 定(外税)				
	基本料金		メーター使用料		合計		基本料金 (8㎡まで)	メーター 使用料	計	消費税 相当額 8%	合計
	料金 (8㎡まで)	内消費税 相当額 5%	料金	内消費税 相当額 5%							
13mm	1,490	70	73	3	1,563	➡	1,420	70	1,490	119	1,609
20mm	2,000	95	168	8	2,168		1,905	160	2,065	165	2,230
25mm	2,200	104	231	11	2,431		2,096	220	2,316	185	2,501
30mm	3,900	185	315	15	4,215		3,715	300	4,015	321	4,336
40mm	4,300	204	525	25	4,825		4,096	500	4,596	367	4,963
50cm	4,700	223	1,050	50	5,750		4,477	1,000	5,477	438	5,915

【超過料金9㎡～】単位：円

現 行(内税)		改 定(外税)		
料金 (㎡当たり)	内消費税 相当額 5%	料金 (㎡当たり)	消費税 相当額 8%	合計
160	7	153	12	165

●口径13mmの水道で10㎡使用した場合

基本料金1,420円とメーター使用料70円の合計1,490円に、超過使用量分2㎡(10㎡－8㎡)の超過料金306円(153円×2㎡)を合計した額1,796円に消費税8%を加算し1,939円となります。

計算式：(基本料金+メーター使用料+超過料金)×1.08＝ご請求金額

【お問い合わせ先】 役場 産業建設課 建設水道係 ☎39-2001まで

平成26年度 大鹿村総合型地域スポーツクラブ事業計画

平成26年度は下記の事業を行う予定です。皆さん是非ご参加ください！！

1. 定期教室 ※都合によって開催日は変更になる場合があります。

№	教室名	教室内容	対象者	場 所	開催日
1	ソフトテニス教室	みんなでソフトテニスを楽しみ、良い汗をかきましょう。	小学生中学生	大 鹿 中 学 校	月2回 ※開催日程は随時お知らせ
2	サッカー教室	チームワーク力を育てつつサッカーを楽しみましょう。	小学生以上	大西総合グラウンド	毎週木曜日
3	ニュースポーツ	普段なかなか行うことの少ないニュースポーツですが、みんなで気軽に楽しめましょう。	誰でも	大 鹿 小 学 校	第2木曜日
4	健康教室	身体の柔軟性・バランスを向上させ、身体の歪みを整えましょう。	誰でも	大鹿村交流センター	第3木曜日

2. イベント

№	イベント名	イベント内容	対象者	場所	開催回数
1	親子スポーツ交流大会	ヒップホップダンスや運動遊びを行い、子どもの運動能力の向上を図ります。	主に小学生及びそのご家族	大 鹿 小 学 校	年1回
2	マレットゴルフ大会	楽しく身体を動かして頂けるよう、混合マレットゴルフを行います。	誰でも	大西マレットゴルフ場	年2回
3	元旦ウォーキング大会	新年の早々の運動。1年の無事を祈願しつつ、ウォーキングで気持ちよく新年を過ごしましょう。	誰でも	大鹿村交流センター	年1回

【お問い合わせ先】 教育委員会内 スポーツクラブ事務局 ☎39-2100まで

税 務 だ よ り

平成26年 4 月号

平成26年度 村税の納付月一覧

納付月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
個人住民税	普通徴収			1期			2期	3期			4期			年4回
	①特別徴収	11期	12期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	毎月
	②年金特徴	1期		2期		3期		4期		5期		6期		偶数月
固定資産税			1期		2期				3期			4期		年4回
軽自動車税		1期												年1回
③国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	毎月

①個人住民税の特別徴収は、会社勤めの方で毎月の給与から源泉税等を天引きされている方です。(特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12ヶ月が1年分の課税月となります。網掛け部分は、前年分となります。)

②個人住民税の年金特徴(公的年金からの天引き)の対象者は、4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方です。(ただし、介護保険料が年金から天引きされていない方や、天引きされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方などは対象となりません。)
天引きされるのは、公的年金等の年金所得から計算した住民税額のみです。

4・6・8月は前年度2月と同額が天引きされます。10・12・2月は26年度の年税額の残りの1/3ずつが天引きされます。

③国民健康保険税は、4月から6月まで 暫定、7月に本算定となり年間の額が確定します。

◎村税等のお支払は……便利な口座振替をご利用ください。

口座振替は預金口座から自動的に払い込まれるため、納期のたびに金融機関等へ行く必要が無く、また払い忘れがありません。納付の確認は通帳記帳によりできます。

【取扱金融機関】 JAみなみ信州、飯田信用金庫、郵便局、八十二銀行

【申し込み手続き】 役場に申込書がありますのでご利用ください。

固定資産税(家屋)調査のお願い

大鹿村は、固定資産税の課税をするうえで適正に評価するため、実地調査を行っております。家屋調査については次のとおりです。

1. 家屋を新・増築したときに、建主に事前連絡などを行いながら評価を行う「新・増築調査」(店舗や事務所、また車庫や物置など小規模な建物も対象となる場合があります。)
2. 家屋課税台帳に登録されている内容(所在地番・用途・構造・床面積など)と比較し、増築や未調査の家屋、取り壊しなどがある家屋を調査する「全戸調査」

全戸調査は、既に課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な課税を目的として実施するものです。調査方法は、税務係の職員が調査に行き、家屋の図面と実際の家屋を照らし合わせながら外観確認します。確認のため聞き取りをする場合もありますので、調査中は、大変ご迷惑をお掛けしますがご協力をお願いします。

なお、調査に何う際に職員は『固定資産評価補助員証』を携帯しています。

◎お願い 建物の取り壊し・新築・増築をした場合又は、その予定がある場合は役場税務係(☎39-2001)までご連絡下さい。

軽自動車税の身障者等減免申請は4月23日(水)までです。

○身体に障害のある方または知的障害、精神障害のある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものは、納税義務者等の申請により軽自動車税を全額免除します。

□減免の対象となる軽自動車等

1. 軽自動車等の所有者(納税義務者)および台数等

軽自動車等の所有者(納税義務者)	障害者本人または障害者と生計を同一にする者
減免対象となる台数	身体障害者、知的障害者、または精神障害者1人につき1台(自動車、バイク等を含む)

2. 軽自動車等の使用目的

*自動車検査証に自家用と記載されている軽自動車に限る。

障害者本人が運転する場合	使用目的は問いません
障害者と生計を同一にする方が運転する場合、または障害者を常時介護する方が運転する場合	障害者の通学・通院・通所・生業のために使用する場合

□減免の対象となる障害の範囲

			身体障害者本人運転の場合	生計同一者運転の場合または常時介護者の運転の場合
身体障害者手帳	視	覚	1級～4級	1級～4級
	聴	覚	2級、3級	2級、3級
	平	衡	3級	3級
	音	声	〃	—
	上	肢	1級、2級	1級、2級
	下	肢	1級～6級	1級～3級
	体	幹	1級～3級、5級	〃
	脳原性(上肢)		1級、2級	1級、2級
	脳原性(移動)		1級～6級	1級～3級
	内 部 障 害		1級、3級	1級、3級
	免疫機能障害		1級～3級	1級～3級

			身体障害者本人運転の場合	生計同一者運転の場合または常時介護者の運転の場合
戦傷病者手帳	視	覚	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
	聴	覚	〃	〃
	平	衡	〃	〃
	音	声	特別項症～第2項症	—
	上	肢	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	下	肢	〃	〃
	体	幹	〃	特別項症～第4項症
	内 部 障 害		〃	特別項症～第3項症

知 的 障 害 者	療育手帳のA 1 またはA 2 の交付を受けている方
-----------	----------------------------

精 神 障 害 者	精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方
-----------	--------------------------

①内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸若しくは小腸の機能障害のことをいいます。

②免疫機能障害とは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のことをいいます。

③音声機能障害は、咽頭摘出による場合に限ります。

④2以上の障害区分がある場合は、個々の障害区分の程度等につき減免の対象となるか判断になりますので、役場(税務係)までお尋ねください。

□提出書類および提示書類

①軽自動車税減免申請書(税務係の窓口にあります) ②自動車検査証または標識交付証明書

③身体障害者手帳等(原本) ④運転する方の免許証 ⑤印鑑

□バイクや自動車を譲渡・廃車したときは…

○自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の車・バイク等の所有者に課税されます。

○車の売買・譲渡・廃車をしたときは、早めに名義変更や廃車の手続きをして下さい。また、引っ越して住所が変わったら、住民票の手続きだけでなく、クルマの変更手続きもしましょう。

大鹿村国民健康保険の医療費

平成17年度～平成24年度における医療費の推移を示したものです。医療費の増加は国民健康保険税の引き上げにつながります。また一般会計からの繰入金を増やすことになり、村の財政にも影響を及ぼします。健やかな毎日を過ごしていただくためにも積極的に健康診断を受け、日常生活から健康づくりに努めましょう。

※平成20年度に医療制度改正があり、国民健康保険の被保険者構成が大きく変わっています。

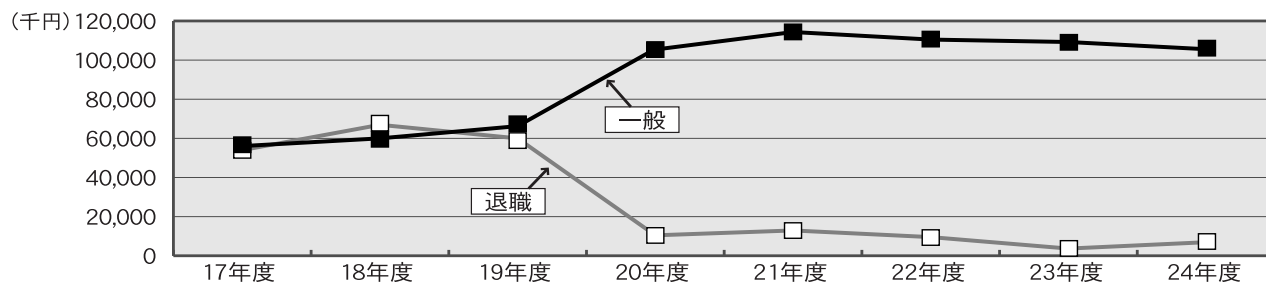


担当：森ひかり

1 医療費の推移

国民健康保険加入者数は年々減ってきていますが（20年度末被保険者数522人→24年度末被保険者数456人）、医療費は横ばい傾向です。これは、一人当たりの医療費が増えていることが挙げられます。

年 度	保 険	国保一般被保険者（0～74歳）	国保退職被保険者（60～74歳）
		医療費（千円）	医療費（千円）
17 年 度		55,472	54,148
18 年 度		59,787	67,107
19 年 度		66,077	60,000
※ 20 年 度	国保一般被保険者（0～74歳）	105,066	10,904
21 年 度		113,336	13,792
22 年 度		109,571	10,654
23 年 度		108,668	4,109
24 年 度		106,327	6,726

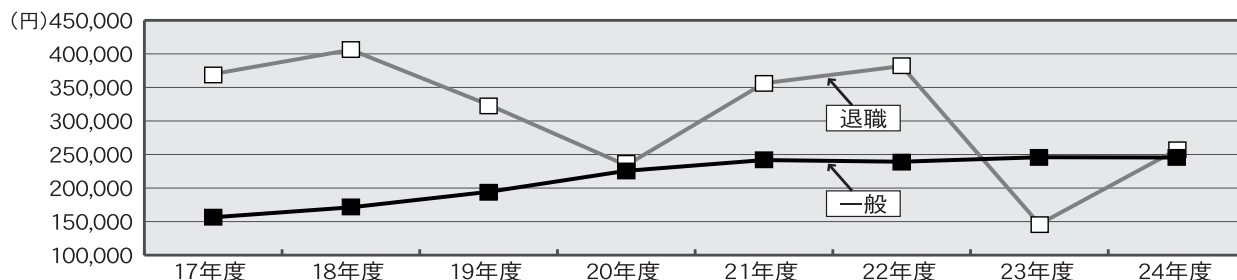


2 一人当たり医療費の推移

大鹿村の一人当たりの医療費は年々増加傾向にありますが、一般国保は県内でも低い順位になっています。また、退職国保も平成24年度の県内順位が66位と低い順位となっております。

年 度	保 険	国保一般被保険者（0～74歳）		国保退職被保険者（60～74歳）	
		医療費（円／一人当）	県内順位	医療費（円／一人当）	県内順位
17 年 度		153,236	78	368,352	17
18 年 度		167,470	74	404,257	6
19 年 度		191,527	67	324,324	64
※ 20 年 度	国保一般被保険者（0～74歳）	224,499	71	231,995	80
21 年 度		239,610	61	353,636	19
22 年 度		236,144	69	380,500	10
23 年 度		247,359	67	141,798	75
24 年 度		248,090	67	258,846	66

- ・県内順位は一人当たりの医療費の高い市町村順位です。従って順位の数字が大きいほど医療費は安く、良い結果となります。
- ・市町村合併により市町村数は平成17年度まで94ですが、平成24年度末現在77市町村です。



こんどちは保健師です

がん検診を受けましょう



担当：田中雅子

◆今、がんはとても身近な病気です

日本では、一生のうち2人に1人ががんになるといわれています。あなた自身でなくても、周囲の大切な人ががんに関わることがあるかもしれません。けれど、医学のめざましい進歩により、検診などで早期に発見された場合は、治る確率も高く、しかも軽い治療で済むようになってきました。

生涯でがん罹患する（がんと診断される）確率は

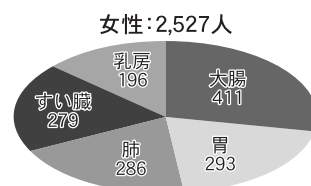
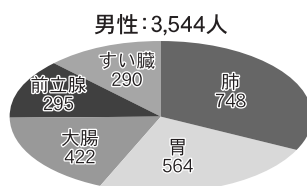
男性 54% 女性 41%

◆長野県のがんの現状◆

健康長寿県といわれる長野県でも、がんによる死者数は年間約6,000人で死因のトップです。



がんの部位別死者数(平成22年長野県)



◆がん検診を定期的に受けましょう

症状がないまま進行するがんを早期に発見するには、健康だと感じていても定期的ながん検診を受けることが大切です。これまでがん検診を受けたことがなかった人も、今年ながん検診を受けてみませんか。

大鹿村で実施するがん検診

※3月に申込みの取りまとめを行いました。検診前には広報等でお知らせしますので、新たに受診を希望される方は、保健福祉課にお問い合わせください。

●誕生月健診(大鹿診療所)

大腸がん……………500円
前立腺がん……………500円

●ヘルススクリーニング(10月28日 役場)

大腸がん……………500円
前立腺がん……………500円

●胃・大腸検診(9月17日 交流センター)

胃がん……………1,200円
大腸がん……………500円

●日赤女性検診(下伊那赤十字病院)

乳がん……………2,100円
子宮がん……………2,000円

平成26年度児童手当の支給について

平成26年度の児童手当について前年と変更点はありません。



担当：森上弘弘

<支給額>

	児童手当等(※1)		
支給対象	中学校修了前までの子どもを養育している方		
支 給 額	(児童手当)		
	・0～3歳未満	一律	月額15,000円
	・3歳～小学校修了	第1・2子	月額10,000円
		第3子以降	月額15,000円
	・中学生	一律	月額10,000円
支 給 時 期	(特例給付)※2		
	・所得制限以上	一律	月額 5,000円
支給時期	・6月(2月～5月分)		
	・10月(6月～9月分)		
	・2月(10月～1月分)		

※1 児童手当等…児童手当と特例給付を合わせた名称

※2 特例給付…所得が下記の所得制限限度額以上の場合法律の附則により支給されるもの

<所得制限限度額>

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

【お知らせ】

平成26年度は、4月1日から消費税率が5%から8%へ引き上げられます。それに伴う子育て世帯の影響を緩和するために国の臨時的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。支給対象者、給付額等は今後広報等でお知らせいたしますが、手続きといたしまして、支給申請が必要となります。本村では、6月頃に児童手当の現況届と一緒に申請いただくことを考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 役場 保健福祉課 福祉係 ☎39-2001まで

国民年金便り

平成26年4月号
住民税務課 住民係



平成26年度国民年金保険料額は、月額15,250円です

平成26年4月1日から保険料の取扱いや、年金の受け取りなどの仕組みが一部変わりました

遡って免除申請ができます

これまでは、過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でしたが、平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになりました。また、災害・失業などを理由とした免除も、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、申請ができるようになりました。（平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです）

子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

これまでは、夫が亡くなった場合に、子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されていましたが、子のある夫にも支給されます。

未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

これまでは、未支給年金（亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金）を受け取れる遺族の範囲は、「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でしたが、「上記以外の3親等内の親族」（甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など）まで拡大されました。

障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できるようになります

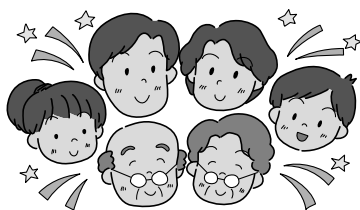
これまでは、障害基礎年金または障害厚生年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでしたが、省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができます。

国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます

これまでは、国民年金の任意加入被保険者（サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申出により加入をしていた方）が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間に算入されませんでした。この未納期間が受給資格期間に算入されます。

繰下げ請求が遅れた場合でも遡って年金を受け取れます

これまでは、老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日後に繰下げの請求があったときは請求の翌月から増額された年金が支給されていましたが、4月からは請求が遅れたときでも、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。



遡って障害者特例による支給を受けられるようになります

老齢厚生年金の受給者が障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する程度）にある場合に適用される特例制度が改正され、すでに障害年金を受けている方が請求した場合には、定額部分の年金を受け取れる時期が請求月の翌月ではなく、老齢厚生年金の受給権を取得したときまでさかのぼって支給されます。

年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります

年金の受給者が所在不明となって1カ月以上経過した場合、世帯員はその旨を年金事務所へ届出いただくことになりました。（生存の事実確認ができない場合は、年金の支払いが一時止まります。）

大鹿村赤十字奉仕団

福祉施設にタオルなどを届けました

大鹿村赤十字奉仕団では、多くの皆様方にご提供いただきましたタオル等を『大鹿村デイサービスセンター』と『まめ大福』にそれぞれ寄贈しました。ご協力ありがとうございました。

ご提供していただいた内容

品 名	数量	品 名	数量	品 名	数量
フェイスタオル	880枚	パジャマ	1枚	ハンドソープ	9個
バスタオル	82枚	布切れ	1箱	ボディソープ	4個
ハンドタオル	90枚	さらし	1個	台所用洗剤	1個
手ぬぐい 等	30枚	固形せっけん	220個	お風呂用洗剤	1個
タオルケット	3枚	粉洗剤	48個	シャンプー	1個
シーツ	4枚	液体洗剤	3個		



赤十字活動(社費)へのご協力をお願いします

日本赤十字社では、災害救護活動をはじめ、奉仕団活動の積極的な展開、救急法、家庭介護法などの普及、医療事業、血液事業の推進など地域に根ざした活動を行なっております。

今年も、日本赤十字社の活動や事業を進めるための財源となる『社資』につきまして、大鹿村赤十字奉仕団員がお願いに伺いますので、ご理解、ご協力をお願いします。

ふるさと大鹿応援寄付金について

平成24年度に『ふるさと大鹿応援寄付金』を募集しましたところ、村内外の皆様から18件、総額780,000円にも及ぶご寄付をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

皆様からいただいた寄付金につきましては、平成25年度で実施したそれぞれの事業へ使わせていただきましたのでお知らせします。



取組み内容	寄付金額(円)	使 途	事業費(円)
①「日本で最も美しい村」づくり（景観・環境）に関する事業	40,000	屋根塗り替え事業	12,066,000
②森林整備、水源かん養に関する事業	130,000	村有林整備事業（獣害防除13ha）	6,930,000
③教育の推進及び文化の保全に関する事業	490,000	小学校 コンガ2台他 中学校 プロジェクター2台他	522,060
④福祉に関する事業	60,000	生活支援事業補助金	278,400
⑤その他の目的のために村長が認めた事業	60,000	屋根塗り替え事業	(12,066,000)

中島特殊鋼株式会社様よりテレビをご寄付いただきました

大河原の上蔵地区に社員研修所を持つ、愛知県大府市の中島特殊鋼株式会社代表取締役 中島利一様より、会社の創立50周年を記念して、大鹿村に60インチの大型デジタルテレビをご寄附いただきました。

3月から大鹿村診療所の待合室にて、多くの村民の皆さんにご愛用いただいています。



村の掲示板

文化施設検討委員会概要報告

＜目 的＞

本村では、大鹿ならではの文化・芸術・情報を活用し、体験や交流を通して村の活性化を図ることを目的に文化施設の整備・運営を計画します。本年度文化施設の整備方針を策定するにあたり、文化施設検討委員会を開催し、村の拠点となる文化施設の方針についてご検討いただくとともに、村民をはじめ観光客が楽しく利用するための事業、運営、施設の方針等についてご検討いただき、基本方針をご提案いただきます。

＜協議事項＞

- (1)村が提案する文化施設の概要について、設置の目的と事業の内容、施設の規模等について検討

し、基本方針を村に提案する。

- (2)大鹿歌舞伎愛好会の文化施設へのかかわりについて検討する。
(3)村民や観光客が望む施設とするため、交流・体験事業の検討、各種団体・事業者などの施設利用の方針等について検討する。

＜第3回文化施設検討委員会

3月25日(火)交流センター＞

(会議時での主な意見等)

- 既存施設の機能の検討及び利用状況を調べること。
- 村の情報発信として何をメインにするか。など。
- * 次回は具体的な内容について検討する予定です。

体育施設検討委員会概要報告

＜目 的＞

本村のスポーツ施設である大西総合グラウンドは、昭和53年に設置されてから35年が経過し、施設の老朽化とともに現在のスポーツに合わない部分などもあり、村民や観光客などが利用しにくい施設となっているため、整備等について検討します。

＜協議事項＞

- (1)大西総合グラウンドの整備方針に関すること
(2)大西総合グラウンドの施設計画に関すること
(3)その他体育施設の整備に関して必要な事項

＜第2回体育施設検討委員会

3月26日(水)交流センター＞

(会議時での主な意見等)

- イベントでも活用できる施設がいい。
- 総合的に使える施設にしてほしい。など。
- * 次回は更に掘り下げて意見を頂く予定です。

山村留学検討委員会概要報告

＜目 的＞

年々児童数が減少し、将来的には小学校で複式学級が発生することが予測されます。このため、大鹿村に適した山村留学制度を調査研究していただき、基本方針をご提案いただきます。

＜協議事項＞

- (1)大鹿村に適した山村留学方式の調査・研究
(2)U・Iターン世帯増加施策について
(3)山村留学による子どもへの教育効果について
(4)複式学級のメリット及びデメリットについて

＜第1回山村留学検討委員会

3月4日(火)交流センター＞

(会議時での主な意見等)

- 既に住んでいるU・Iターンの方に、大鹿村の何を気に入って入村したのかという理由を聞いたり、空き家情報を幅広く共有してみてもどうか。
- 両親から子どもを離して生活させることは難しいが、家族単位で受け入れることは可能だと思う。
- 児童数を増やすという事よりも大鹿村を気に入って移住してくれる人を増やせば、結果的に子どもの増加につながると思う。大鹿村と一緒に育ててくれる人を招きたい。など。
- * 次回は更に意見を掘り下げ、目的を絞って検討していただく予定です。

大鹿村CATV

4月1日 12チャンネルでデータ放送を開始しました

4月1日から、大鹿村CATV12チャンネルで、データ放送が見られるようになりました。今までCATVの文字放送で村からのお知らせを見ていただいていたのですが、「見たいお知らせがなかなか出てこない」「他のお知らせが長すぎる」など、多くの村民の皆さんの声をいただきました。

自主放送のデータ放送は、行政からの大切なお知らせや、暮らしに役立つ身近なお知らせ等、瞬時に探し見ていただくことができます。

データ放送って何？

データ放送とは、自主番組や文字放送が流れている途中でも、リモコンの**dボタン**を押すことで、すぐに知りたい生活に役立つ「イベント情報」「公共施設案内」「ごみカレンダー」「バス時刻表」「お悔み情報」「緊急情報」「通行止め情報」「保育所・小中学校からのお知らせ」「商工会からのお知らせ」「農協からのお知らせ」などの情報見られる、とても便利な機能です。



dボタンでもっとくらしが
便利になります



操作方法

①「データ」ボタンを押してください。

データ放送画面が表示されます。

②見たい項目を選び、「決定」してください。

このボタンを使って、見たい項目を選びます。

青「ごみカレンダー」 赤「緊急当番医」

緑「バス時刻表」 黄「緊急情報」

※よく使う項目はカラーボタンを押すと、その画面を表示することができます。

③前の画面に戻りたいときは「戻る」ボタンを押してください。

④デジタル放送に戻る時にも「データ」ボタン、もしくは「戻る」ボタンを押してください。

注) 平成21年度に村から無償配布をした地デジ簡易チューナーを使用しているテレビでは、データ放送はご覧になることができません。



⑤テレビのメーカーによりリモコンのボタンの位置は異なります。

平成26年

人事異動

大鹿小学校

3月末異動

○熊谷美千代
退職

○西村 大吾
諏訪市立豊田小学校へ

○熊谷 美幸
退職

○松下 真弓
退職

学校用務員

○小島 博行
退職

4月1日付異動

○多田 将希
小布施中学校から

○今村 節子
喬木村立喬木第二小学校から

○大江 歩
阿南町立富草小学校から

○唐澤 慧
新規採用

○福島 恵
新規採用

学校用務員

○沼田 正幸
新規採用

大鹿中学校

3月末異動

○平野 誠 校長
長野市立中条中学校へ

○米山 保
退職

○宮澤 瞬
岡谷市立小井川小学校へ

○二宮 早苗
松川町立松川中学校へ

○紫芝 綾子
飯田市立上郷小学校へ

○飯村 正雄
退職(四月より支援員として継続)

AET

○ジョシア・アンドリュース
茅野市立茅野北部中学校へ

4月1日付異動

○増田 正 校長
松本市立寿小学校から

○和田 佳
上田市立清明小学校から

○荘 雅子
新規採用

○原田 春海
喬木村立喬木第二小学校から

○寺沢 典子
阿南町立阿南第一中学校から

○芳賀 玲子
組合立筑北中学校から

AET

○シマモト・アンソニー・シヨージ
新規採用

役場関係

平成26年3月31日付 退職

○吉田 敏彦
(産業建設課長)

○小村 信濃
(保健福祉課・保健師)

平成26年4月1日付 人事異動

○産業建設課長兼商工観光係長
間瀬 稔
(総務課長補佐企画財政係長)

○保健福祉課保健医療係長
北澤 誠
(農業委員会出向)

○農業委員会出向
北島 泰治
(保健福祉課保健医療係長)

○総務課企画財政係長
宮坂 浩二
(総務課)

○長野県研修派遣
丸山 翔
(産業建設課)

○総務課

○仲田 裕樹
(保健福祉課)

○産業建設課

○竹村 秀明
(長野県より研修派遣)

○大鹿村社会福祉協議会派遣
デイサービスセンター
高山 千寿
(診療所 看護師)

【非常勤職員】
○保健福祉課

○森 ひかり
(住民税務課)

○教育委員会

○供野 正子
(保育所)

○保育所

○入江 文子
(教育委員会)

○保健福祉課 保健師

○倉増比菜子
(診療所 看護師)

○與曾井和江

地域おこし協力隊 及び集落支援員

地域おこし協力隊

○中央構造線博物館に関する業務
榊原 貴志 二十三歳
(神奈川県足柄上郡開成町)

○農業振興に関する業務
木下 雄貴 二十五歳
(名古屋市内南区(飯田市))

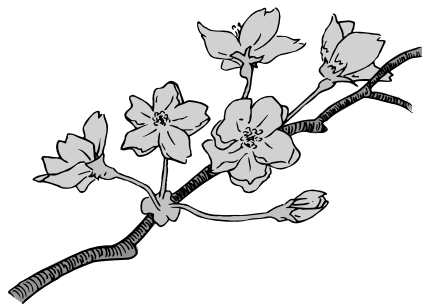
○高年齢者福祉及び定住対策に
関する業務
永田幸太郎 三十七歳
(大鹿村大河原
(元地域おこし協力隊))

集落支援員

○河本 祐作 二十四歳
(大鹿村大河原)

消防団関係

団 長	下澤 一彦
副 団 長	北澤 誠
本 部 長	磯部 孝行
主 任	中村 勝利
本 部 員	岩間 洋
分 団 長	後藤 慎治
副 分 団 長	相澤 正昇
機 関 長	本田 章吾
救 護 長	永田幸太郎
第一 班 長	塩沢 英明
第二 班 長	佐藤 拓也
一 班 副 班 長	松浦 清
一 班 機 関	中川 佳久
一 班 救 護	青木 連
二 班 副 班 長	仲田 裕樹
二 班 機 関	河野 大地
二 班 救 護	池田 洗一
	小川 大地



村の行事予定

4月

- 15日 ダンボール・牛乳パックの収集日
- 18日 健康運動講座
- 19日 大鹿さくらまつり
- 19日 くみとり
- 中旬 75歳健康教室
- 24日 廃プラスチックの収集日
- 24日 健康運動講座「ヨーガ教室」

5月

- 3日 大鹿歌舞伎春の定期公演
- 8日 廃プラスチックの収集日
- 8日 くみとり
- 13日 びん類・ペットボトルの収集日
- 15日 健康運動講座
- 17日 くみとり
- 22日 廃プラスチックの収集日
- 22日 健康運動講座「ヨーガ教室」
- 27日 チラシ・雑誌の収集日
- 31日 くみとり
- 下旬 埋立ゴミの収集
- 下旬 歩け歩け大会
- 下旬 保健補導員会

6月

- 3日 その他プラスチックの収集日
- 7日 くみとり
- 10日 その他紙の収集日
- 上旬 南アルプス大鹿登山口開山式
- 12日 廃プラスチックの収集日
- 12日 特定計量器定期検査
- 17日 空き缶と鉄類の収集日
- 19日 新聞紙の収集日
- 19日 健康運動講座
- 21日 くみとり
- 26日 廃プラスチックの収集日
- 26日 健康運動講座「ヨーガ教室」

7月

- 5日 くみとり
- 10日 廃プラスチックの収集日
- 11日 結核検診
- 15日 びん類・ペットボトルの収集日
- 17日 健康運動講座
- 19日 くみとり
- 24日 廃プラスチックの収集日
- 24日 健康運動講座「ヨーガ教室」
- 29日 ダンボール・牛乳パックの収集日
- 下旬 埋立ゴミの収集

新任職員挨拶



保健福祉課 保健師 倉増 比菜子

4月より、大鹿村役場の保健福祉課でお世話になります。保健師の倉増比菜子と申します。つい先日までは、出身地の栃木県にありますが大学に通ってありました。まだ学生を卒業したばかりで、大鹿村役場でのお仕事が私にとって社会人最初のお仕事となります。

私は、自然がいっぱいのこの綺麗な村で、住民の方、一人ひとりとしっかり向き合いながら、皆さんの健康のお手伝いを是非させていただきたいと思い、大鹿村へやって参りました。始めはわからないことばかりで、ご迷惑をお掛けしてしまうことも多々あるかと思いますが、皆さんと過ごす一瞬一瞬を大切にしながら、日々学んでいきたいと思っています。

これから、住民の皆さんとお話しさせていただく機会もたくさんあるかと思っています。皆さんが自分に合った方法で健康を保っていけるよう、私も全力を尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



診療所 看護師 與曾井 和江

4月より、大鹿村診療所でお世話になっております。お隣の中川村から通っていますが、4月当初は、周辺の景色を眺める余裕もなく必死で通っていました。しかしこの頃では、春めいてきた山々を感じながら、通勤できるようになってきました。

大鹿村の人々は皆さん元気で、明るく、心優しい人ばかり。困っている人がいれば、手を差し伸べて助けてくれる、そんな印象を受けています。これも、大自然に囲まれて生活しているからなんだろうなと感じています。

私も、こんなに親切で優しい人たちに囲まれて仕事ができることを嬉しく思います。まだ一人一人の顔を憶えてはいませんが、早く憶えて楽しく会話ができるようになればいいなと思っています。また、大鹿の良いところをもっともっと発見し、一日でも早く皆様のお役に立てるよう努力していきたいと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。



【長野県研修派遣】 産業建設課勤務 竹村 秀明

この4月から、長野県からの研修派遣として、農林振興係で一年間お世話になります。

3月まで県商工労働部経営支援課で、中小企業の皆さんを対象とした融資制度の業務を担当しておりました。

今回、役場に勤務する経験も初めてですし、農林振興の仕事もほとんど経験がないため、不安もありますが新たな出会いを楽しみにしております。

ここ数年は長野市に住んでいましたが、出身は隣の豊丘村です。大鹿には、桜の時期によくドライブに来ていました。

微力ではありますが、皆様のお役にたてるよう頑張っていきます。見かけましたら気軽に声をかけてください。よろしくお願いいたします。



地域おこし協力隊
榊原 貴志

幼い頃から博物館が好きで、学芸員になることが夢でした。博物館での活動を通して地域おこしに貢献したいです。



地域おこし協力隊
木下 雄貴

今までの経験と、やる気・行動力・コミュニケーション能力を活かし、まずは自分の足で現場を見て、話を聞き自分の知識としていきたいと思っています。



集落支援員
永田 幸太郎



集落支援員
河本 祐作

集落支援員の業務は—

集落における、人口・世帯の動向、医療・福祉サービスや生活物資の調達など生活の状況、清掃活動や雪処理など集落内での支え合いの状況、農地・山林・公共施設などの管理状況、集落の有形・無形の地域資源、他の集落との協力の可能性などをチェックシートの活用により、現状を幅広く把握する。集落点検の結果を活用し、集落の現状、課題等についての「話し合い」を促進する。

(その他の業務)

集落の活性化・住民の生活維持のための活動支援（防災、福祉活動、環境整備等）

①世帯見守り・コミュニケーションづくり（村・NPOと連携）

・集落点検による支援活動の検討、実施

・防犯や消費者情報の周知活動

②NPOのおこなう支援事業（NPO便利屋さん）

・冬期間の除雪対策

③都市から地方への移住・交流の推進

・プチ移住ツアーの企画、立案、周知、実施

南信州の桜の名所 大鹿村

大鹿さくらまつり

三千本の桜と南アルプス赤石岳の眺望

平成26年4月19日(土)

会場：大西公園

雨天：20日(日)一部イベントの変更もあります

お祭りの日程

藤 和也 歌謡ショー

鹿塩獅子舞(鹿塩地区郷土芸能保存会)

大鹿太鼓(大鹿太鼓愛好会)

よさこいソーラン(美翔蓮)

フラメンコ(カスターニャ)

カラオケ大会(カラオケクラブ)

何が出るかな? 早食い大会

春が来ました 幸せ饅頭の配布

さくらの花の期間の売店

皆さん是非ご利用下さい

ビール・お酒・ジュース・おでん・うどん・五平餅・ラーメンetc

ライトアップ情報

4月上旬～開花、散り時期にあわせ夜9時まで

◆主催：大鹿さくら祭り実行委員会◆



大鹿歌舞伎春の定期公演について

平成26年5月3日(土) 開演：正午～(終了予定4時頃) 入場：無料

開 場 午前8時より

(この際、先着順に整理券をお渡しします。座布団を必ずご持参いただき、席を確保してください。なお、席取りは1人10人分までとさせていただきます。)

場 所 長野県下伊那郡大鹿村大字大河原大磧神社舞台

(雨天：大鹿小学校体育館)

上演演目 「傾城阿波鳴門 巡礼歌の段」

(けいせいあわのなると じゅんれいうたのだん)

「菅原伝授手習鑑 寺子屋の段」

(すがわらでんじゅてならいかがみ てらこやのだん)



※駐車場は大鹿小学校周辺に臨時の駐車場を設け係がご案内しますのでご利用ください。当日お客様多数にて混雑が予想されますのでお早めにおいで下さい。

※臨時バスが伊那大島駅を午前9時15分に出発します。帰りは終了しだい乗車場所(小渋橋バス停)から出ます。(料金片道1,000円) 帰りは終了次第、伊那大島駅までバスが出ます。

※取材申請：各メディアの取材については事前に必ず事務局までお申込ください。

尚、状況によっては取材の制限をさせていただきますのでご承知ください。

※お弁当：お弁当を注文される方は、下記へお申し込みください。

●塩の里食事処(1,200円) ☎0265-39-2338

●赤石荘(1,200円 100食) ☎0265-39-2528

●歌舞伎弁当(みどり会)(1,300円 300食)

大鹿村役場産業建設課 ☎0265-39-2001

*尚、大鹿村観光協会のろくべんは好評につき予約で完売いたしました。

※ゴミは必ずお持ち帰りください。

主 催 大鹿村・大鹿歌舞伎保存会 ☎0265-39-2100
URL <http://www.vill.ooshika.nagano.jp>

お問合せ 大鹿村教育委員会(大鹿歌舞伎保存会)
☎0265-39-2100(直通) FAX0265-39-1023
E-mail kyoiku@vill.ooshika.lg.jp